

清流長良川あゆパーク管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、清流長良川あゆパーク管理規則（平成29年岐阜県規則第77号。以下「規則」という。）の運用に当たって必要な事項を定めるものとする。

(遵守義務)

第2条 規則第4条第1項第2号の「他人に危害又は迷惑を及ぼす行為」とは、概ね次のとおりである。

- 一 多数集合して示威行為をすること。
- 二 拡声器の使用等により、けんそうな状態を作り出すこと。
- 三 面会を強要し、乱暴な言動をし、みだりに座り込み、又は清流長良川あゆパーク（以下「パーク」という。）の一部を占拠すること。

2 規則第4条第1項第3号の「他人に危害又は迷惑を及ぼす物」とは、概ね次のとおりである。

- 一 不潔、悪臭、異臭の物品
- 二 劇毒物、発火性、引火性、爆発性その他の危険物

3 規則第4条第1項第6号の「知事が指示する事項」は、次のとおりとする。

- 一 共用部分の無断使用、ポスター並びに看板類の掲示又は物品の放置をしないこと。
- 二 動物（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
- 三 所定の場所以外に駐車又は駐輪しないこと。
- 四 契約の勧誘、又は寄付若しくは署名の募集をしないこと。
- 五 その他、パークの適正な管理を妨げないこと。

附 則

この規程は、平成30年6月2日から施行する。